

所得税から支出税へ

政府は公共財などを提供する為に財源を必要とする。その財源の調達手段の一つが租税である。ゆえにその負担配分の決定は、恣意的ではなく、ある種の原則に従う必要がある。例としては、公平性・効率性・簡素性の三原則が挙げられる。うち公平性の尺度として、今日の租税の多くは能力説に基づいている。即ち、個人の支払能力に応じた負担こそが公平な租税であると考えられる。さて、問題はその支払能力をどのように把握するかである。代表的なのは、所得を支払能力の指標とする H・サイモンズの考えである。彼の総合所得税論によれば、個人の所得は消費と純資産増の合計によって定義される ($Y=C+\Delta W$)。だが、これには問題も多い。よって、私は現行の所得ベースの租税から、支出ベースの租税にシフトすべきだと考える。その目的は上述の三原則の実現にある。裏を返せば、現在の租税はこの三原則から著しく逸脱している。そこで、まずは総合所得税論が抱える問題を三点ほど例示する。次に支出税の合理性を述べる。そして最後に新租税案を提示する。

総合所得税論の第一の問題は、所得には、その捕捉が困難なものが存在する事である。例えば、消費には農家の自家消費（帰属所得）などが、また純資産増には土地や株式の価値上昇による利益（キャピタル・ゲイン）などが含まれる。しかし、これらは現金化されない限り、所得として捕捉されない。こうした課税の漏れは、公平性の原則を侵害して不公平税制となる。とくにキャピタル・ゲインは、利子・配当などの資産所得と並んで富の集中と偏在をもたらす大きな要因の一つである為、その漏れは、租税による所得再分配機能を弱めてしまう（橋本、2003）。第二の問題として、課税所得捕捉率の格差が挙げられる。課税ベースとなる所得（課税所得）は通常、粗収入から必要経費を引く事で算出される。しかし、この必要経費が職種によって過度に見積もられる事で、所得捕捉率に格差が生じていると言われている。こうした捕捉率の格差は課税の格差に繋がる。これもまた公平性の原則を侵害する。のみならず、人々がこのような格差を強く感じて勤労意欲を削がれれば、効率性の原則をも侵害する事になる。第三の問題は、このような所得税の欠点を補う為に、様々な租税特別措置が設けられる事である。これらは政策的配慮から設けられるものであって、それ自体は問題ではない。しかし、このような優遇政策は利益団体が介入する余地を生む（野口、1986）。結果、不必要な租税特別措置が乱立し、公平性と簡素性の原則を侵害する事になる。

以上の問題は全て、所得を支払能力の指標としている所から生じている。F・ハイエクは「場の情報」という言葉を用いて、個々の消費者や生産者が、最も自らの効用と費用を把握しているとした。同様に、所得は個々の納税者が最も

把握しており、政府がそれを全て捕捉する事自体、不可能なのである。しかし、支出は現金化される為、その捕捉が比較的容易である。しかも個々の経済主体は、自らの所得に応じて効用を最大化する消費と資産の売買を決める。これは支出が支払能力の指標となるだけでなく、それへの課税が納税者にとって合理的かつ予測可能性の高いものとなる事を意味する。

よって、私は支出ベースの租税にシフトすべきだと考える。ただし、私の租税案は N・カルドアの総合消費税論（支出税）とはかなり異なる。その特徴は次の三点に集約される。第一は、比例支出税である。支出ベースの為、課税の漏れや所得捕捉率の格差といった問題は生じない。これにより公平性の原則が実現される。キャピタル・ゲインは実現分かつ支出時のみの課税となる。キャピタル・ゲインには価値の増減があり、土地や株式の売却のタイミングは個々の経済主体に委ねられている事から、支出で課税した方が合理的と言える。また支出ベースである以上、利子や配当といった資産所得にも課税されないので、投資を抑制する事もない。そして比例税は定率の為、累進税に比べて超過負担が少なく、勤労意欲を刺激する（図1）。こうして効率性の原則が実現される。支出税に一本化される事で、簡索性の原則も実現される。だが、当然この比例支出税にも問題がある。一つはその逆進性であり、もう一つは支出の算出方法である。うち逆進性については、第二の累進相続税によって解決される。相続は経済格差を広げる大きな要因の一つであり、かつその不労所得性、偶然性にも問題がある。よって相続は所得として計上して、これに累進税を適用して所得の再分配を狙う。再分配が目的であるから、累進相続税は重課、かつ課税最低限も大幅に引き下げられる。逆進性を緩和する手段としては、他に社会保障を手厚くして現金給付をするという考えもある。しかし、現金給付も不労所得の感が拭いえない。それよりは、必需品のみ交換可能な商品券を配給し、所得は奢侈品の消費に回してもらった方が超過負担の発生を抑制できる。例外として、子供の就学時に一定の現金給付を行い、所得格差が教育格差に繋がらないようにする。そして支出の算出は、第三の電子マネーの導入によって達成される。現行の貨幣を全て電子マネー化できれば、正確な支出が把握できる上、徴税コストも大幅に下げられる。

以上、新租税案の骨子は、勤労意欲と消費を刺激して経済を活性化する事、それによる税収増で次世代を含めた経済格差の是正を図る事、租税を簡略化して徴税コストを下げる事にある。

【参考文献】

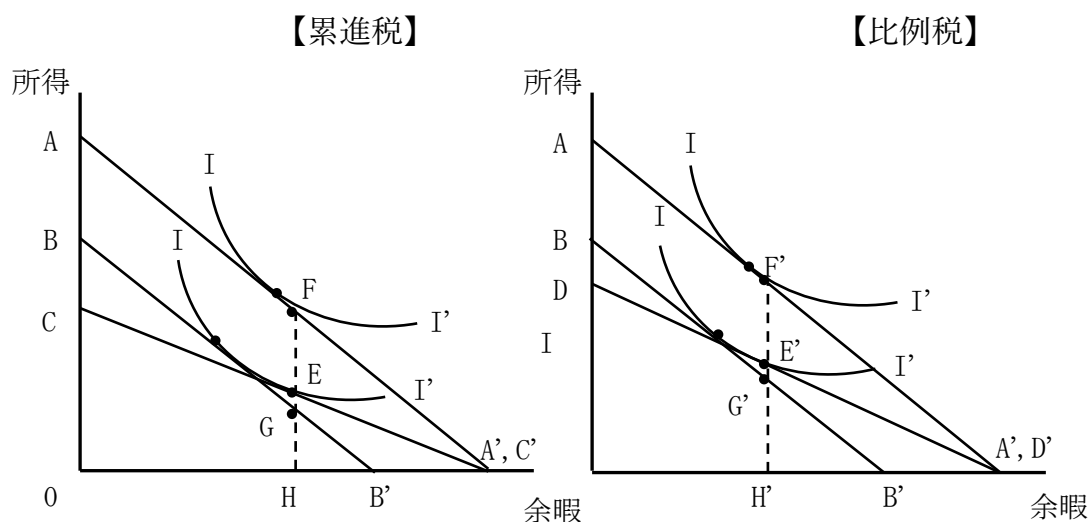
- 伊藤 元重『入門 | 経済学 (第3版)』 (日本評論社 2009年)
井堀 利宏『課税の経済理論』 (岩波書店 2003年)

神野 直彦『財政学（改訂版）』（有斐閣 2007年）

野口 悠紀雄『税制改革の構想』（東洋経済新聞社 1986年）

橋本 徹・山本 栄一・林 宜嗣・中井 英雄・高林 喜久生『基本財政学（第4版）』（有斐閣 2002年）

図1 累進税と比例税の超過負担の比較
(橋本徹他『基本財政学（第4版）』（有斐閣、2002年）P117を参照に筆者作成)



縦軸：所得（円）

横軸：余暇（時間）

AA'：課税前の予算制約線

BB'：定額税時の予算制約線

CC'：累進税時の予算制約線

DD'：比例税時の予算制約線

II'：無差別曲線

E：累進税時の効用最大化点

E'：比例税時の効用最大化点

FH, F'H'：総所得

EF, E'F'：租税

GH, G'H'：純所得

EG, E'G'：超過負担

上記の図は、所得と余暇の二財間の予算制約線と無差別曲線を表している。余暇を 0 時間 (24 時間労働) とすれば、A の所得が得られる。余暇を 24 時間 (0 時間労働) とすれば、所得は 0 となる。定額税は所得に関係なく一定額が徴収される為、その予算制約線は平行移動する。それに対し、累進税と比例税は、その税額が所得に応じて変化する為、その予算制約線は反時計回りに回転する。ただし、累進税は比例税よりも重課の為、より回転する (D よりも C の方が重課となっている)。図から分かるように、累進税の方が比例税よりも超過負担が大きくなっている ($EG > EG'$)。

さらに二重課税を防ぐ為に、現行の消費税は廃止される。簡索性の原則もこうして実現される。